

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

税理士試験受験講習費

Q：当社は、経営コンサルタント業を営んでいます。業務の性質上、高度な税務知識が要求されますので、社員を専門学校に通わせ、税理士試験を受験させています。

専門学校通学費用を会社で負担した場合の取扱いを教えてください。

A：給与として課税することになります。

【解説】

使用者がその業務の遂行上の必要に基づき、役員又は使用人にその役員又は使用人としての職務に直接必要な技術や知識を習得させたり、免許や資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用や大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものであれば、課税しなくて差し支えないものとされています。

このように課税されない研修費用は、職務を遂行する上で直接必要な資格を取るための費用でなければなりません。

税理士の資格は、経営コンサルタント業一般の場合には、会社の信用等の関係からあった方がよいということとは否定できません。しかし、税理士の資格がなくてもその仕事はできるわけですし、職務に直接必要な資格であるとはいえません。

したがって、ご質問のような場合には、給与所得として課税する必要があると思われます。

